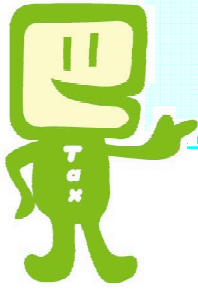


e-Taxで

納税証明書の請求ができます!



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、納税証明書の交付請求を行うことができます。

通常よりも手数料が安価で、税務署へ出向かなくても受け取れるなど、お得で便利です。

① e-Taxで請求データを作成し、送信します。

納税証明書交付請求書を作成します。

受取方法の入力で《郵送》又は《税務署窓口》のどちらかを選択します。

交付請求書に電子署名を付与し、送信します。
※電子証明書が必要です。



送信!



② 発行内容の確認メッセージが送信されます。

郵送受取の場合

e-Taxのメッセージボックスに、作成状況・受付番号・納付番号・交付手数料・郵送料等が連絡されます。

窓口受取の場合

e-Taxのメッセージボックスに、作成状況・受付番号・手数料等が連絡されます。

③ 手数料を納付します。

ネットバンキング等で手数料・郵送料を納付します。



※別途、ネットバンキングの契約が必要です。

税務署窓口で手数料を納付します。



④ 納税証明書を受け取ることができます。

手数料の納付を確認後、証明書が郵送されます。



税務署窓口で証明書を交付します。

※ 本人確認ができるものと受付番号をご持参ください。
代理人の方が来署する場合は、



詳しくは、e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> の『納税証明書の交付請求について』をご確認ください。



税務署からのお知らせ (消費税の期限内納付について)



消費税の申告と納税は期限内に！

課税事業者である法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に、所轄の税務署に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出するとともに、納付書により最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する必要があります。

期限内の申告と納付をお願いします。

(注) 事業が赤字となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納税していただく場合があります。

納税資金の積立てによる期限内納付をお願いします

納税に当たっては、資金の積み立てに努めていただくようお願いいたします。

金融機関によっては、納付資金の備蓄を目的とする預金などもありますので、ご利用をおすすめします。

消費税及び地方消費税積立額の目安

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約17,000円となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業, 林業, 漁業, 建設業, 製造業など (第3種事業)		飲食店業, 金融・保険業など (第4種事業)		不動産業, 運輸通信業, サービス業など (第5種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%					
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円	万円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円	万円	千円
1,000	84	5	5	10	9	15	13	20	17	25	21
1,500	125	8	7	15	13	23	20	30	25	38	32
2,000	167	10	9	20	17	30	25	40	34	50	42
2,500	209	13	11	25	21	38	32	50	42	63	53
3,000	250	15	13	30	25	45	38	60	50	75	63

期限内に納付を行わないと

期限内に納付を行わないと、延滞税を負担しなければならないだけでなく、財産の差押等の滞納処分を受ける場合もあります。